

ふじみ野市地域防災計画の概要

発行：令和5年3月 ふじみ野市総務部危機管理防災課 TEL:049-262-9017(直通)

このパンフレットは、ふじみ野市地域防災計画の概要と災害発生時などの活動内容について、市民の皆さんにお知らせするために作成しました。裏面の防災マップは災害発生時の市内の防災に関係する施設の現状などについて掲載しました。今後の地区防災計画づくりや防災活動の資料として、活用してください。

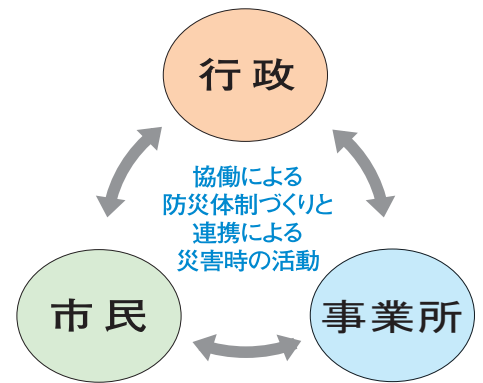
自らの生活や災害発生時の行動などをご確認いただき、災害に備えて、ご自身、ご家庭、地域で可能なことから取り組んでいただきたいと思います。

なお、ふじみ野市では、平成31年3月にふじみ野市地域防災計画を改定しましたが、その後、災害対策基本法などの関係法令の改正、防災基本計画の修正、埼玉県地域防災計画などの修正が実施されました。

これらの修正状況や、近年発生した災害の教訓、感染症対策を踏まえて、ふじみ野市地域防災計画の見直しを順次進めるとともに、関係機関ヒアリング、庁内検討委員会、ふじみ野市防災会議などを行い、令和5年3月にふじみ野市地域防災計画を改定しました。

地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市域、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧復興対策などの災害対策を総合的に定めている計画です。
- 地域防災計画は、市民、行政、事業所の役割を明らかにするとともに、計画内容を担当する課についても記述し、計画を共通事項として、市民、行政、事業所及び防災関係機関の連携や協力体制づくりを進めることとしています。



地域防災計画の構成

ふじみ野市では、地域防災計画を5部で構成しており、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧復興対策計画、その他自然災害対策計画を災害の対応経過に合わせて記述しています。

第1部 総則

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、市の概況及び被害想定などの前提条件



第2部 災害予防計画

平常時に実施する災害の発生を未然に防止する施策や円滑に災害対応を実施するための準備に関する施策



第3部 災害応急対策計画

地震応急対策計画、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置、風水害応急対策計画、一般事故応急対策計画の各種別において、災害発生前や災害発生直後から迅速に実施する施策



第4部 災害復旧復興対策計画

災害応急対策後に実施する被災者の生活再建を支援する施策や災害により被害を受けた各施設の復旧や復興に向けた施策



第5部 その他自然災害対策計画

竜巻等突風対策、雪害対策、降灰対策及び複合災害対策における予防対策、応急対策・復旧対策に関する施策

どんな地震を想定しているか

計画の前提となる地震は、比較的切迫性が高い「東京湾北部地震」（大半が震度5強、一部震度6弱）を前提としますが、ふじみ野市の被害が大きくなる「関東平野北西縁断層帯地震（中央）」（大半が震度6弱、一部6強）も考慮しました。この2つの地震の被害予測は、下表のとおりです。

ふじみ野市における主要な被害予測結果

| 想定地震 | | 東京湾北部地震 | 関東平野北西縁断層帯地震（中央） |
|----------------------|-----------|----------------|------------------|
| 震度 | | 大半が震度5強、一部震度6弱 | 大半が震度6弱、一部震度6強 |
| 全壊棟数(揺れ+液状化) | | 2棟 | 249棟 |
| 半壊棟数(揺れ+液状化) | | 95棟 | 1,812棟 |
| 焼失棟数 | 冬18時・8m/s | 79棟 | 388棟 |
| 死者数 | 夏12時・8m/s | 0人 | 9人 |
| | 冬5時・8m/s | 0人 | 18人 |
| | 冬18時・8m/s | 0人 | 13人 |
| 負傷者数 | 夏12時・8m/s | 16人 | 170人 |
| | 冬5時・8m/s | 15人 | 306人 |
| | 冬18時・8m/s | 20人 | 223人 |
| 断水人口(1日後) | | 21,668人 | 11,630人 |
| 避難者数(1日後):冬18時・8m/s | | 305人 | 2,846人 |
| 避難者数(1週間後):冬18時・8m/s | | 1,739人 | 3,654人 |
| 帰宅困難者数:夏12時 | | 7,305人 | 7,305人 |

※平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より作成

減災目標を設定し対策を進める

地域防災計画は、災害予防計画を減災計画と位置付け、被害予測に対する減災目標を設定し、対策を推進します。対策の必要性、有効性を検討し、優先順位を明らかにして、市の最上位計画及び実施計画と連携し、具体化を図ります。

東京湾東北部地震を想定した減災目標と対策

| 目標項目 | 目標値 | 実現のための対策 |
|---------|--------------------------|---|
| 死者の半減 | 0人→0人 (18人→9人) | <ul style="list-style-type: none"> ・建物耐震化の促進 ・家具などの転倒防止対策の推進 ・公共施設などにおける避難誘導訓練など |
| 負傷者の半減 | 20人→10人 (306人→153人) | |
| 全壊棟数の半減 | 2棟→1棟 (249棟→125棟) | <ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震建物の診断の普及 ・建物耐震化の支援など |
| 半壊棟数の半減 | 95棟→48棟 (1,812棟→906棟) | |
| 焼失棟数の半減 | 79棟→39棟 (388棟→194棟) | <ul style="list-style-type: none"> ・建物の不燃化の促進 ・消火設備の配備 ・消火訓練による防災力向上 |

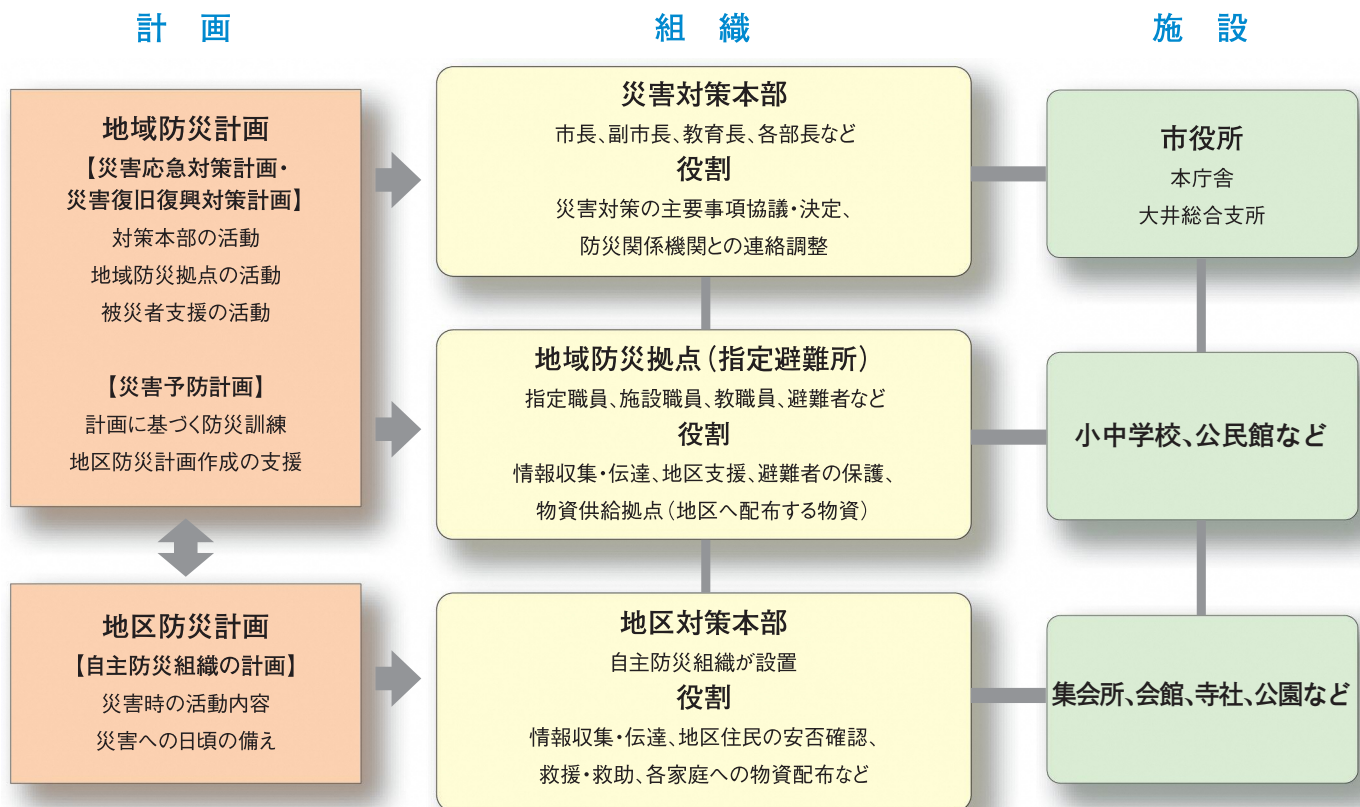
※()内は関東平野北西縁断層帯地震(中央)による被害想定であり、参考データとして考慮する

※各項目の最大値の半減を目標とする

災害時にどんな体制をとるか

災害時の活動体制として、行政、市民が協力し合う三層の体制をとります。地域防災計画と自主防災組織が作成する地区防災計画の連携を進めます。

- 災害対策本部：市役所本庁舎（大井総合支所には災害対策室）に設置し、関係職員などで構成、防災関係機関との連絡調整及び活動方針を協議、決定します。
- 地域防災拠点：被災地域の小中学校などに設置し、被災地の活動支援、災害対策本部と被災地の情報伝達や物資供給を行い、被災者の生活を支援する場所として、行政と市民が協力して活動を行います。
- 地区対策本部：集会所、会館などに設置し、地域防災拠点と連絡を取りやすい自治組織、自主防災組織などが設置し、地区住民の安否確認、救援・救助、家庭への情報提供や物資配布などの活動を行います。



地区防災計画をつくりましょう

地区防災計画は、災害に備えて地域の皆さんがつくる計画であり、市ではすべての自主防災組織で作成することを目標に皆さんの取組を支援します。

- 目的：災害が発生した場合に地域住民がお互いに助け合い、行動するために作成します。
地域住民と行政が連携して行動するために作成します。
災害に備え、日頃から防災活動を進めるために作成します。
- 作成主体：自主防災組織が主体となって作成します。
- 内容：災害時の活動体制と内容（安否確認、情報連絡、救助など）
地域防災拠点との連携方法など災害への日頃の備え（要配慮者の支援、防災備品の確保、防災訓練など）
- 作成方法：市では、災害時活動マニュアルや資料を提供し、自主防災組織の計画づくりを支援します。

地区防災計画づくりの進め方

第1段階 どんな体制で何をするかを話し合う(1か月)

- ① どんなことを計画に入れ、活動するかを検討する
例えば：災害発生時の活動体制と内容、日ごろの防災訓練の内容など
- ② 防災計画をつくり、活動するために必要な組織、人材を考え、体制をつくる
例えば：高齢者団体、子ども会、女性団体、民生委員、消防団など
- ③ 調査する内容と方法を定める

→ ニュースの発行など

第2段階 自分たちでまちを調べ、よく知る(2~3か月)

- ④ 調査を行い、まとめる
例えば

地区点検調査

◎ 水害があった場所、危険な場所、消火栓の位置などを歩いて調べ地図に記入



課題ごとの図面をつくる

住民・事業所アンケート調査

◎ ひとり暮らし高齢者の状況、災害時に困ること、日ごろの備えなどを調査票に記入
◎ 事業所が協力できることを調査票に記入



アンケートを集計する

→ ニュースの発行や懇談会の開催など

第3段階 問題点・課題を整理して、解決方法を考える(2か月)

- ⑤ 調査結果をもとに、どんな問題をどんな方法で解決するかを考える
例えば：緊急輸送道路の安全確保⇒路上駐車禁止など
- ⑥ 災害時の体制を考える
例えば：高齢者、障がいのある方の安否確認、救護体制、地域防災拠点との連携など

→ ニュースの発行や懇談会の開催など

第4段階 地区防災計画にまとめる(2~3か月)

- ⑦ 防災計画のタイトルを考える
・ 地区の防災活動の特徴をあらわす標語など
- ⑧ 災害時体制と行動の仕方をまとめる
・ 対策本部、連絡、救助体制など
- ⑨ 防災活動のプログラムをまとめる
・ 翌年度の取り組み、中期的な取り組みなど

→ 全戸に配布、説明会の開催など

※月1回程度の会議で実施

大地震が起きたときの市民の行動

各家庭がやることは

- まず、我が身の安全、家族の安全を確保
- 揺れがおさまったら、ガラスの破片や転倒物に注意して初期消火、電気ブレーカー、ガス元栓を停止
- ドアを開けて避難路を確保

隣近所がやることは

- 外に出たら、隣どうしで声をかけあい、安否を確認
- 協力しあい、消火器などを使い消火活動、要配慮者や負傷者の救助、救護
- 隣近所の代表者を決め、被害状況を地区対策本部に連絡
- 避難が必要な場合は、地区ごとにまとまって、あわてずに避難

地区対策本部がやることは

- 【集会所・会館・寺社・公園など】
- 自主防災組織などがそれぞれ本部を設置
 - 住民、要配慮者の安否確認、救助、救護
 - 地域防災拠点と連絡をとり避難者、被災者を支援

担当住民派遣

連絡

地域防災拠点

- 【小中学校・公民館など】
地域防災拠点運営組織を設置（指定職員、施設職員、自主防災組織）
- 避難者、被災者の支援
 - 指定避難所：避難者・住民・ボランティアが中心となって運営（指定避難所運営組織）
 - 避難場所（校庭など）：避難者の誘導
 - 救護所：医療救護班が開設、医師などの派遣
 - 福祉避難スペースの確保
 - 防災倉庫：備蓄品の活用
 - 臨時ごみ集積所の設置

職員派遣

連絡

市災害対策本部

- 【市役所（本庁舎・大井総合支所）】
- 活動方針を協議・決定
災害応急対策、災害復旧復興対策の実施

震度5強以上の地震が起きたとき、市は災害対策本部を設置し、応急対策活動を行います。

地震への備えはできていますか

■住まいの備えのチェックリスト

日ごろから、建物や室内の安全対策に心がけましょう。実施している対策は□に✓を入れて点検してください。

| 項目 | 対策内容 | 備考 |
|----------|--|---|
| 建物の耐震化 | <input type="checkbox"/> 建物の耐震診断の実施 <input type="checkbox"/> 建物耐震改修の実施 | 昭和56年以前の建物は耐震診断が必要です。 |
| 家具類の対策 | <input type="checkbox"/> 金具設置など転倒防止対策 <input type="checkbox"/> 家具の前方に就寝しない <input type="checkbox"/> 部屋の出入り口をふさがない配置 <input type="checkbox"/> 観音開きの扉にはフック配置 | 地震時は、ガラス、食器などの破片に気を付け、スリッパや靴を履きましょう。掃除機が使えないときは、ほうきやちりとりが役立ちます。 |
| ガラス対策 | <input type="checkbox"/> 食器棚などのガラス戸には飛散防止フィルム貼付 <input type="checkbox"/> 窓ガラスはカーテンで飛散防止 <input type="checkbox"/> ほうき、ちりとり、ガムテープ <input type="checkbox"/> スリッパ、靴 | |
| 消火対策 | <input type="checkbox"/> 消火器の設置と使い方の訓練 <input type="checkbox"/> 風呂水の溜め置き | 日頃から消火と避難の訓練をしましょう。 |
| 避難 | <input type="checkbox"/> 避難ルートと避難方法の確認 | |
| 安全な部屋の確保 | <input type="checkbox"/> 被災生活に使う部屋を考えておく <input type="checkbox"/> できるだけ家具を置かないようにする | 地震でも物の散乱が少ない部屋を用意しておきましょう。 |

■備蓄品のチェックリスト

大地震の後は、電気、ガス、水道などのライフラインが止まることが考えられるので、備蓄品を準備しておきましょう。実施している対策は□に✓を入れて点検してください。

| 項目 | 対策内容 | 備考 |
|----------|---|---|
| 飲料水・生活用水 | <input type="checkbox"/> 飲料水3日分の備蓄(3ℓ×1人×1日) <input type="checkbox"/> 水筒(1個×1人) <input type="checkbox"/> 生活用水の確保・風呂水の溜め置きなど | 電気、水道などライフラインは、復旧には時間がかかります。 3日間(推奨1週間)は、自立して生活できる準備をしておきましょう。 |
| 食料品など | <input type="checkbox"/> 3日分の食料の備蓄 <input type="checkbox"/> 主食(米、レトルト、フリーズドライ食品など) <input type="checkbox"/> 副食(缶詰、瓶詰、乾物など) <input type="checkbox"/> 乳幼児・子ども用(粉ミルク、離乳食、おやつなど) <input type="checkbox"/> 病人用の治療食など <input type="checkbox"/> 食器、箸、缶切り、ナイフ、ラップ、紙コップなど | |
| 医薬品など | <input type="checkbox"/> 常用薬 <input type="checkbox"/> 救急薬品 <input type="checkbox"/> 包帯、三角巾、さらし <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 体温計 | 常備薬は、ふだんから予備を用意しておきましょう。 |
| 衣類・衛生用品 | <input type="checkbox"/> 衣類、軍手 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> トイレトーパー <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 歯みがき用品 | 断水時には、トイレが使えないことがあります。 簡易トイレの用意は大切です。 |
| 停電への備え | <input type="checkbox"/> 懐中電灯(大型) <input type="checkbox"/> 懐中電灯(小型:1個×1人) <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯充電器 | 停電になると、懐中電灯は必需品です。 |
| 燃料の備え | <input type="checkbox"/> カセットコンロ、ボンベ <input type="checkbox"/> 固形燃料 <input type="checkbox"/> 灯油バーナー | お湯を沸かしたり、簡易な調理には欠かせません。 |
| 情報 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯電話、スマートフォン | インターネット、メール、災害用伝言ダイヤルなどは安否確認や情報伝達に有効です。 |
| 非常用持ち出し品 | <input type="checkbox"/> 必要最小限の備蓄品 <input type="checkbox"/> 現金・通帳・印鑑・健康保険証・免許証・カード類など | 両手が使えるよう、リュックサックなどに入れましょう。 |
| その他 | <input type="checkbox"/> アウトドア用品:寝袋、防水布、ランプなど <input type="checkbox"/> 新聞紙、ガムテープなど <input type="checkbox"/> ペット用品 | アウトドア用品は有効な備品です。ペットの飼養に必要な用品の準備をしておきましょう。 |

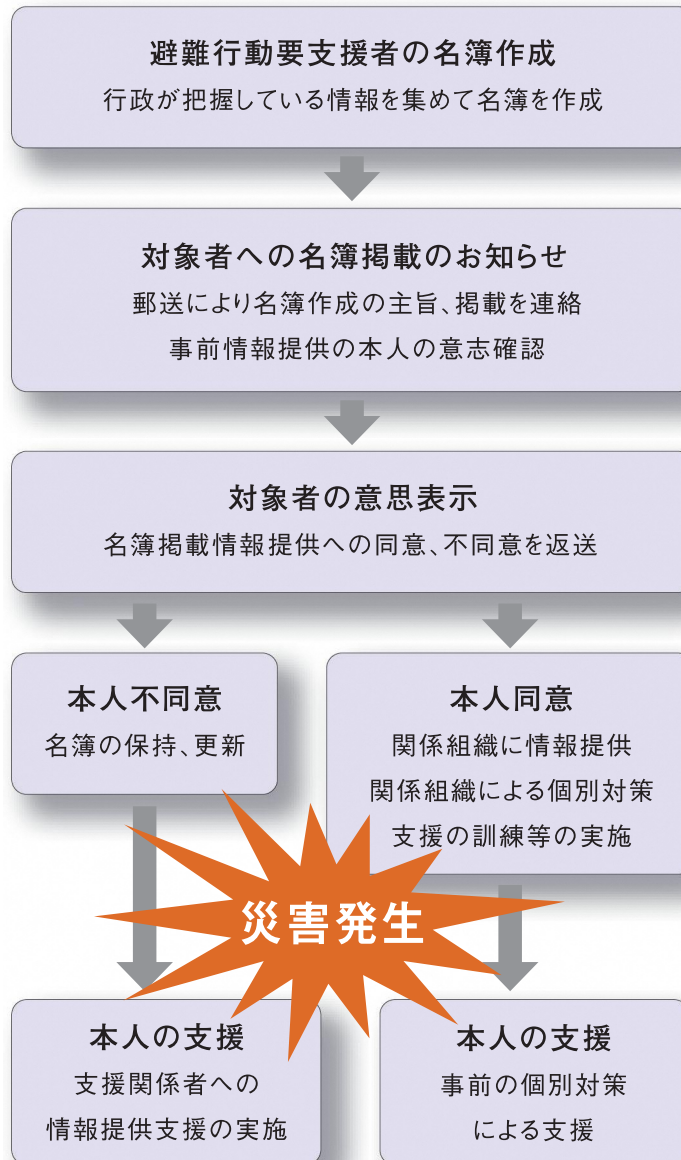
要配慮者の支援にご協力ください

ふじみ野市は、要配慮者について、本人の申し出に基づく登録、各課が所有する要配慮者名簿の集約などによる情報整理を進めており、地域では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる日常的な状況把握が行われています。

市が避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意に基づき、自治組織、民生委員などに平常時から名簿情報を提供することにより、災害時に迅速な支援を行うものです。

同意を得られた避難行動要支援者や要配慮者の方々に対して、日頃からの支援に皆さんのご協力をお願いいたします。

避難行動要支援者への対応の流れ



要配慮者と避難行動要支援者の関係と内容

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するもの

| | |
|--|---|
| 名簿の作成 | 【対象者要件】 ①要介護認定を受けている者のうち要介護3以上のもの ②身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次のもの 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（下肢、体幹）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の者 ③療育手帳の交付を受けている者のうちA以上のもの ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち1級のもの ⑤上記①から④の要件に合致しないが、自力避難が困難な者であって、次の何れかに該当するもの又は市長が特に認めるもののうち避難行動要支援者名簿への記載を希望するもの ア 要介護認定を受けている者のうち要介護1又は2のもの イ 75歳に達した者のうち単身のもの ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち上記②に該当しないもの エ 療育手帳の交付を受けている者のうちB又はCのもの オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち2級又は3級のもの カ 指定難病患者 |
| | 【記載内容】 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、ファクス番号、避難支援等を必要とする理由、自治組織名、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）名、個別避難計画有無 |
| | 【入手方法】 関係課が保有する既存のデータベースから抽出、その他の者については、市が定める様式に基づき書面で市に提出。 |
| | 【関係課の役割】 市民課、高齢福祉課、障がい福祉課は、避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するために、避難行動要支援者の居住地、状態、連絡先などの情報収集に努め、名簿情報の更新に協力する。 |
| 名簿情報の利用・提供 | 【事前の情報提供】 対象：自治組織（自主防災組織を兼ねている）、民生委員、ふじみ野市社会福祉協議会、入間東部地区事務組合（消防）、東入間警察署、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の6団体には、避難行動要支援者名簿を提供する。 |
| | 【災害時の情報提供】 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の提供を行う。この場合、名簿提供に本人同意を要しない。 |
| 名簿情報提供の配慮 市より避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するよう努めなければならない。 | |
| 秘密保持義務 市より避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。名簿の提供を受けなくなった後も、また、同様とする。 | |